

すことを業とする運送取扱人の行う営業、すなわち運送取扱営業と、旅客または物品の運送をなすことを業とする運送人の行う営業、すなわち運送営業とが区別されている。通運事業法における通運業者は商法の規定する物品運送の取次という業務のほかに、委託者のために運送に必要な種々の行為、たとえば荷造・通関手続・小運送等をなすことをも引受けているのが通例である。なお旅客運送のあつ旋をなす者、たとえば交通公社その他の旅行あつ旋業者は商法上は運送取扱人ではなくて準問屋である。

(2) 運送業は他人の需要に応じ旅客または物品を運送する事業である。その大部分は不特定多数の需要者のために運送をなすものであるが、なかには運送すべき旅客もしくは物品の範囲を限定するもの(学生生徒の運送、死体の運送というように運送すべき旅客もしくは物品の範囲を限定するが、しかもなおそのかぎりにおいて需要者は不特定多数であり、それら需要者の個々と運送契約を締結する)、特定の者の需要に応じて一定範囲の旅客もしくは物品の運送を行うもの(特定の需要者とのみ運送契約を締結する。例一特定旅客または貨物自動車運送事業)もある。いずれにしても運送業は、他人の需要に応じて運送を行う事業であるから、自己の所有する運送施設を自己の専用に供するもの、たとえば専用鉄道、専用索道、自家用自動車等の運営は運送業ではない。

(3) 運送業は有償で旅客または物品を運送する事業である。運送業が運送行為を業として営むものである以上、有償たることを原則とするのは当然であるが、運送業者はその提供するすべての運送役務に対し常に対価を受取しなければならぬとはかぎらない。国鉄における救恤品の無賃輸送のように、例外的に無償で運送を行う場合もあり得る。運送業は原則として有償で運送を行う事業であるから、原則として対価を受取しない運送を行うもの、たとえば旅館業者が自己の所有する自動車を使用して、自己の経営する旅館の利用客を無償で運送するいわゆる旅館バスの運営のようなものは運送業とはいえない。

運送業の存在が一般的事象となつたのは比較的近代のことに属する。それ以前には多くの場合、運送を必要とする者は自ら運送施設(運送機関)を所有し運営しなければならなかった。これを private carrier(または merchant carrier)という。たとえば、ギリシャの商業生活では船舶を所有しない商人というのは特殊なものであって、当時における商人の一般的形式であるナウクロス(naukeros)は、自己の船舶を所有しその船舶によって商業を営んだ。またイギリス初期の鉄道の多くは、coal lines または mineral lines と呼ばれたように、炭坑会社がその掘り出した石炭を自ら輸送するための、もっぱら私的の運送機関であった。ところが本来自己の商業のため運送機関を所有して、自分で自分の物品の運送を行った商人にあつても、車両や船舶の運送能力を常にあますところなく利用するわけではなく、ときには積荷に余裕を生

ずる。そこで運送能力に余裕を生じたときには、他人の物品を自己の商品と積合わせて運送し、ときには1船腹または1馬車をあげて他人の物品の運送に提供される。これを semi-common carrier または semipublic carrier という。たとえばイギリス東印度会社その他特許会社の船舶、ハンザ同盟の船舶等がこれである。かかる中間形態を経て19世紀初期に至り、運送を専門の業とするものが生れるに至つた。これが common carrier または public carrier であるが、当時産業革命によって生産力は異常に伸展して運送対象がいちじるしく増大した一方、運送機関の画的発達によって鉄道・船舶等の所有または経営が巨額の資本を必要とするに至つた。それと同時に運送需要が次第に普遍化し、ここに多数者の運送需要を共通に充足する専門の運送業が、貿易業または製造業から完全に分離独立して成立することになった。これが [private carrier から common carrier への発展] といわれるところのものである。この [private carrier から common carrier への発展] は、海運の場合は数千年の歳月を要しているが、鉄道の場合は驚くばかりの短時間に成就した。これは鉄道が産業革命の形成または完成ののちに出現したゆえであるといわれている。

2 種類

(1) 運送業はその運送機関の所在する場所によって陸上運送業、水上運送業および空中運送業の3つに大別することができる。このうち陸上運送業は軌道もしくは索道を通路とする鉄道運送業、道路を通路とする道路運送業(自動車運送事業・軽車両運送事業)およびパイプ・ラインを通路とする輸送管業に区分され、水上運送業は河川・湖沼・港湾において運送を行う内水運送業と、海上において運送を行う海上運送業とに区分される。

	種	別	取扱	根拠法規
鉄 道 業	○	日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭23法256)
		地方鉄道業	地方鉄道法(大8法52)
		索道事業 { 普通索道事業..... } 免許事業	索道規則(昭22運令34)	
鉄道業に共通するものとして、鉄道営業法(明33法65)、鉄道国有法(明法17)、鉄道敷設法(大11法11)がある。				
軌 道 業	○	軌 道 業	軌道法(大10法76)軌道に準ずべきものを定める省令(昭22内令2)
		無軌条電車運送事業	特許事業
道 路 運 送 業	○	一般乗合旅客自動車運送事業	道路運送法(昭26法183)
		一般貨切	
		一般自動車運送事業 { 一般乗用	
		一般区域	
道 路 運 送 業	○	一般路線貨物自動車運送事業	免許事業
		一般小型	
		特定自動車運送事業 { 特定旅客自動車運送事業	
道 路 運 送 業	○	特定貨物	登録事業
		自動車運送取扱事業	
道 路 運 送 業	○	軽車両運送事業	登録事業
		
通 運 事 業	○	通運事業法(昭24法241)
海 上 運 送 事 業	○	船舶運航事業 { 定期航路事業	海上運送法(昭24法187)
		旅客定期航路事業	
		貨物	
海 上 運 送 事 業	○	不定期航路事業	届出事業
		
木 船 運 送 事 業	○	木船運航業	登録事業
		木船回漕業	
港 湾 運 送 事 業	○	一般港湾運送事業	登録事業
		船内荷役事業	
		はしけ運送事業	
		沿岸荷役事業	
航 空 運 送 事 業	○	定期航空運送事業	免許事業
		不定期航空運送事業	